

碧南市入札審査委員会入札事務執行要領

第1章 通則

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市が発注する工事又は製造の請負、物件の売買等の入札及び契約の手続きを、より一層の機会均等、公平性、競争性及び透明性を高めるため、業者の資格審査、条件付一般競争入札、指名競争入札における選定基準等、碧南市入札審査委員会の入札等の事務執行について、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号。以下「契約規則」という。）の定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会 碧南市入札審査委員会
- (2) 市内業者 碧南市に事業所の本店を有する者
- (3) 準市内業者 碧南市に独立した事務所の支店又は営業所等を有する者で、かつ支店又は営業所等に技術者を適格に配置しており契約行為等が可能な者
- (4) 衣浦東部管内業者 愛知県知立建設事務所管内に本店を有する者
- (5) 西三河管内業者 愛知県知立建設事務所、愛知県西三河建設事務所及び愛知県豊田加茂建設事務所の管内に本店を有する者
- (6) 県内業者 愛知県に事業所の本店を有する者及び独立した支店又は営業所等を有する者で、かつ支店又は営業所等に技術者を適格に配置しており契約行為等が可能な者
- (7) 共同企業体 特定建設工事共同企業体
- (8) 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (9) 設計図書 設計書、図面及び仕様書
- (10) 申請書 条件付一般競争入札参加申請書（様式1）
- (11) 通知書 条件付一般競争入札参加資格者確認結果通知書（様式2）
- (12) 設計等 建設工事に係る設計、調査、測量等
- (13) 経審点 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査の総合評定値
- (14) 総合数値 碧南市建設工事入札参加資格総合数値算定要領第3条第2項に基づく数値

(資格審査の時期及び方法)

第3条 入札者等の資格の審査は、契約規則第5条第1項及び第21条の規定により公示された参加資格審査申請に係る申請書類の提出期間満了の日から60日以内に当該申請に提出された書類により行うものとする。

(工事成績点数による経審点に付す加点及び減点)

第4条 前年度碧南市発注工事の施工成績(完了検査時における工事成績点数)を勘案し、経審点に別表1のとおり加点又は減点することができる。

(入札の執行及び中止)

第5条 入札参加者は、入札会場に、通知書(資格の有無欄の「有」に印が付けられたもの。)を持参しなければならない。

2 指名競争入札の執行において、入札参加者が1となり、入札が中止となった場合は、その旨を入札参加者へ通知する。

3 市長は、入札に際し、入札参加者に対して、入札書に記載される入札金額に対応する設計内訳書を提出させなければならない。

4 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に利害関係を生じない職員を立ち合わせて行うものとする。

5 電子入札の場合は、碧南市電子入札実施要領によるものとする。

第2章 条件付一般競争入札

(対象)

第6条 条件付一般競争入札の対象は建設工事とし、業種及び設計金額は次のとおりとする。

(1) 対象業種は、すべての業種を対象とする。

(2) 対象設計金額は、130万円を超えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するものについては指名競争入札又は随意契約をすることができる。

(1) 災害その他の理由により緊急若しくは短時間で完了する必要があるとき

(2) 特定の機械若しくは技術を必要とするとき

(3) 入札参加資格者を共同企業体とするとき

(4) その他委員会が条件付一般競争入札を不適當であると認めたとき

(入札参加資格要件)

第7条 条件付一般競争入札に参加する者は、次の各号に掲げる資格要件を備えなければならない。

- (1) 入札参加資格者名簿に登録されている者で、入札参加申込書の提出期限の日から対象工事の落札決定の日までの間、碧南市から指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工事の業種について一定の建設業の許可を受け、かつ、営んでいること。
- (3) 碧南市における総合数値が、一定の数値以上であること。
- (4) 一定の資格を有する技術者を配置できること。
- (5) 一定の施工実績を有すること。
- (6) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格確認の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格確認の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始の申立をしなかった者又は申立をなされなかった者とみなす。
- (9) 申請書を提出し、通知書が発行された者であること。
- (10) その他、委員会が特に必要と認めた資格事項

2 前項第2号から第5号までに規定する建設業の許可、総合数値、資格及び施工実績については、次のとおりとする。

- (1) 第1項第2号に掲げる規定は、建設業法第3条第1項の規定により対象工事の業種について建設業の許可を受け、かつ、営んでいること。
- (2) 第1項第3号に掲げる規定は、市内業者、準市内業者、衣浦東部管内業者、西三河管内業者及び県内業者で、当該年度の碧南市における入札参加資格者名簿（以下「名

簿」という。)で同業種の総合数値が別表2の業種別参加資格者基準点表(以下「基準点表」という。)の範囲内であること。ただし、委員会が必要と認めるものは、基準点表を参考に別途定めるものとする。

(3) 前号における準市内業者の参加資格要件は、碧南市入札参加資格者名簿に準市内業者として登録されてから、継続して2年を経過した業者に限る。ただし、準市内業者として登録される以前に名簿に市内業者および準市内業者以外で登録されている場合、準市内業者として登録されてから、継続して2年を経過するまでは、準市内業者登録以前の所在区分による参加資格要件を有するものとする。また、上記以外の場合、登録されてから、継続して2年を経過するまでは、本店での所在地区による参加資格要件を有するものとする。

(4) 第1項第4号に掲げる規定は、建設業法第26条に規定する技術者を適正に配置していること

(5) 第1項第5号に掲げる規定は、国又は地方公共団体等で同工種の施工実績を有すること。ただし、予定価格が500万円以下の工事については、同工種施工実績に関する資格要件は適用除外とする。また、予定価格が500万円を超える工事においても、500万円以下で同種工事の実績を経験し、当該工事における工事成績評点が60点以上のものは、施工実績を有したものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めたときは、特別な条件を付して条件付一般競争入札を実施することができる。

(入札の公告)

第8条 条件付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に入札の場所、日時、対象工事の概要、予定価格及び入札参加資格等を公告及び碧南市ホームページに掲載しなければならない。

(設計図書の購入及び閲覧)

第9条 条件付一般競争入札に参加することを希望する者は、市が指定する場所において対象工事に係る設計図書を購入又は電子調達システムからダウンロードを行い、内容を確認しなくてはならない。

(入札参加申込)

第10条 条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を所定の期日までに契約担当課に提出(電子申請又は持参による。)しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第11条 入札参加申込を行った後、開札後に落札候補者となった者は、入札参加資格を審査できる資料を提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。

2 前項の審査は、条件付一般競争入札参加資格審査申請資料及び実態調査等により行うものとする。

3 入札参加資格確認を開札前とする場合の審査方法は、別途公告等によるものとする。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第12条 入札参加資格審査により、条件付一般競争入札参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、通知書を受けた日から起算して3日以内に市長に対して、条件付一般競争入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当課に書面により説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第13条 第10条の規定により提出された書類は、返還及び公表はしないものとする。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札者等候補者推薦書の作成)

第14条 契約担当課長は、指名競争入札者等の選定について委員会に付議しようとするときは、入札者等候補者推薦書を会長に提出しなければならない。

2 前項の入札者等候補者推薦書の作成に当たっては、契約規則第24条において準用する第5条第3項の規定により作成される入札参加資格者名簿に記載された者のうちから、次に掲げる事項を考慮して指名競争入札者等候補者を推薦しなければならない。

(1) 工事等の受注状況と技術者及び従事者の適正な配置

(2) 当該物品等の納入場所及び当該工事等に対する地理的条件

(3) 当該工事等の施行についての技術的適正又は当該物品等の製造の請負に係る生産設備の状況

(4) 過去の受注及び指名の実績、建設工事及び設計等における完工高

(選定基準)

第15条 委員会は、別表3の設計金額欄の金額に応じ入札者数の欄を基本として入札者等の員数を選定する。この場合において、第1号にあっては、同表総合数値の欄に記載された総合数値の業者のうちからこれを選定するが、これに寄りがたい場合は、他の総合数値の業者から選定することができるものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 設計業務等
- (3) 物品購入・業務委託等

2 次の各号のいずれかに該当するときは、過去当市において同種の工事等の実績を有し、その工事等の成績が優秀と認められる者のうちから入札者等を選定する場合には、前項の規定によらないことができる。

- (1) 災害その他の理由により緊急若しくは短時間で完了する必要があるとき。
- (2) 特定の機械若しくは技術を必要とするとき。
- (3) 物品等について、特定の者でなければ納入できないとき。
- (4) その他委員会で審議し、適当と認めたとき。

(指名の選定除外)

第16条 指名しようとするときにおいて入札参加停止等措置を受けている者及び建設工事において経審点が500点に満たない者は、指名選定の対象から除外するものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか入札審査委員会入札事務執行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

碧南市制限付一般競争入札試行要領を廃止する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月29日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

工事成績点数による経審点に付す加点及び減点の一覧表

内 容	点 数	備 考
1工事あたり80点以上の点数を取得した場合	+10点	翌年度のみ加点
年に3件以上の工事を施工しその平均点が80点以上であった場合	+20点	翌年度以降累積して加点
1工事あたり60点未満の点数を取得した場合	-10点	翌年度のみ減点
年に3件以上の工事を施工しその平均点が65点未満であった場合	-5点	翌年度のみ減点

※注意事項

- (1) 翌年度に加算される点数は100点を限度とする。
- (2) 加点及び減点は翌年度6月1日から1年間適用する。
- (3) 本表は市内業者のみ適用とする。

別表2（第7条関係）業種別参加資格者基準点表

(ア) 土木一式工事

業者別	予定価格							
	500万円以下	500万円超 3,500万円以下	3,500万円超 5,000万円以下	5,000万円超 8,500万円以下	8,500万円超 1億7,000万円以下	1億7,000万円超 3億4,000万円以下	3億4,000万円超 5億7,000万円以下	5億7,000万円超
市内業者	500点以上	500点以上	680点以上	750点以上	750点以上	830点以上	830点以上	900点以上
準市内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	750点以上	830点以上	830点以上	900点以上
衣浦東部管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	900点以上	900点以上	1000点以上
西三河管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	950点以上	1000点以上
県内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	1000点以上
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要	要

(イ) 建築一式工事

業者別	予定価格						
	500万円以下	500万円超 3,500万円以下	3,500万円超 8,500万円以下	8,500万円超 1億7,000万円以下	1億7,000万円超 3億4,000万円以下	3億4,000万円超 5億7,000万円以下	5億7,000万円超
市内業者	500点以上	500点以上	650点以上	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
準市内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	750点以上	750点以上	750点以上	800点以上
衣浦東部管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
西三河管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	900点以上
県内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要

(ウ) 舗装工事

業者別	予定価格							
	500万円以下	500万円超 3,500万円以下	3,500万円超 5,000万円以下	5,000万円超 8,500万円以下	8,500万円超 1億7,000万円以下	1億7,000万円超 3億4,000万円以下	3億4,000万円超 5億7,000万円以下	5億7,000万円超
市内業者	500点以上	500点以上	650点以上	700点以上	700点以上	750点以上	750点以上	800点以上
準市内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	700点以上	750点以上	750点以上	800点以上
衣浦東部管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
西三河管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	900点以上	900点以上	900点以上
県内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	1000点以上
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要	要

(エ) 電気工事

業者別	予定価格						
	500万円以下	500万円超 3,500万円以下	3,500万円超 8,500万円以下	8,500万円超 1億7,000万円以下	1億7,000万円超 3億4,000万円以下	3億4,000万円超 5億7,000万円以下	5億7,000万円超
市内業者	500点以上	500点以上	650点以上	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
準市内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
衣浦東部管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
西三河管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
県内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	1000点以上	1000点以上	1000点以上
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要

別表2（第7条関係）業種別参加資格者基準点表

(オ) 管工事

業者別	予定価格						
	500万円以下	500万円超	3,500万円超	8,500万円超	1億7,000万円超	3億4,000万円超	5億7,000万円超
市内業者	500点以上	500点以上	650点以上	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
準市内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
衣浦東部管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
西三河管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	900点以上
県内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	1000点以上
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要

(カ) 水道施設工事

業者別	予定価格						
	500万円以下	500万円超	3,500万円超	8,500万円超	1億7,000万円超	3億4,000万円超	5億7,000万円超
市内業者	500点以上	500点以上	650点以上	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
準市内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
衣浦東部管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
西三河管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
県内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	1000点以上
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要

(キ) 造園工事

業者別	予定価格						
	500万円以下	500万円超	3,500万円超	8,500万円超	1億7,000万円超	3億4,000万円超	5億7,000万円超
市内業者	500点以上	500点以上	650点以上	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
準市内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
衣浦東部管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
西三河管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
県内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	950点以上	950点以上	950点以上
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要

(ク) 防水工事

業者別	予定価格						
	500万円以下	500万円超	3,500万円超	8,500万円超	1億7,000万円超	3億4,000万円超	5億7,000万円超
市内業者	500点以上	500点以上	650点以上	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
準市内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	750点以上	750点以上	750点以上	800点以上
衣浦東部管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	850点以上	850点以上	900点以上
西三河管内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	900点以上
県内業者	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無	参加資格無
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要

(ケ) その他工事

別表2（第7条関係）業種別参加資格者基準点表

業者別	予定価格	500万円超	3,500万円超	8,500万円超	1億7,000万円超	3億4,000万円超	5億7,000万円超
	500万円以下	3,500万円以下	8,500万円以下	1億7,000万円以下	3億4,000万円以下	5億7,000万円以下	
市内業者	500点以上	500点以上	650点以上	650点以上	750点以上	750点以上	800点以上
準市内業者	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定
衣浦東部管内業者	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定
西三河管内業者	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定
県内業者	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定	工事毎に設定
公共工事施工実績	不要	要	要	要	要	要	要

別表3（第16条関係）

指名競争入札者等選定基準

(1)ア 建設工事（土木一式工事）

設計額の範囲	入札者等の人数	総合数値
3億円を超える場合	9人	830点以上
1億円を超え3億円以下の場合	8人	830点以上
5,000万円を超え1億円以下の場合	7人	750点以上830点未満
3,500万円以上5,000万円以下の場合	6人	680点以上750点未満
3,500万円未満の場合	5人	500点以上680点未満

(1)イ 建設工事（舗装工事）

設計額の範囲	入札者等の人数	総合数値
3億円を超える場合	9人	750点以上
1億円を超え3億円以下の場合	8人	750点以上
5,000万円を超え1億円以下の場合	7人	700点以上750点未満
3,500万円以上5,000万円以下の場合	6人	650点以上700点未満
3,500万円未満の場合	5人	500点以上650点未満

(1)ウ 建設工事（上記以外の工事）

設計額の範囲	入札者等の人数	総合数値
3億円を超える場合	9人	750点以上
1億円を超え3億円以下の場合	8人	750点以上
5,000万円を超え1億円以下の場合	7人	650点以上750点未満
3,500万円以上5,000万円以下の場合	6人	650点以上750点未満
3,500万円未満の場合	5人	500点以上650点未満

(2) 設計業務等

設計額の範囲	入札者等の人数
3億円を超える場合	9人
1億円を超え3億円以下の場合	8人
5,000万円を超え1億円以下の場合	7人
2,500万円以上5,000万円以下の場合	6人
2,500万円未満の場合	5人

(3) 物品購入・業務委託等

設計額の範囲	入札者等の人数
1,000万円を超える場合	7人
500万円を超え1,000万円以下の場合	6人
500万円以下の場合	5人